## 議案第25号

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付要綱案

令和6年3月26日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

## 提案理由

低所得世帯の児童の習い事に係る費用に対し補助金を交付することにより、習 い事を通して児童の成長を支援するため 大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月日

大野市教育委員会

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習い事を通して児童の成長を支援するため、低所得世帯の児 童の習い事に係る費用に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 低所得世帯 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。ただし、生活保護 法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯を除く。
    - ア 児童扶養手当(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1 項に規定する手当をいう。) 受給世帯
    - イ 大野市母子・父子家庭等医療費助成 (大野市母子家庭等医療費の助成に関 する条例(昭和53年条例第19号)に規定する助成をいう。)受給世帯 ウ 住民税非課税世帯
  - (2) 児童 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校4年生から 6年生までをいう。
  - (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童を現に監護 し、かつ、その生計を維持している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、 大野市に住所を有する、低所得世帯の児童の保護者とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、児童の習い事(国語、算数、社会、理科又は外国語を学習する学習塾及び通信制講座を除く)にかかる経費で、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 初期費用(入会金その他これに準ずるもの)
  - (2) 月謝及び受講料
  - (3) 試験料その他これらに準ずるもの
  - (4) 道具、教材及び教具代
  - (5) ユニフォーム及び制服代
  - (6) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、毎年4月1日から当該年度の3月31日までの 1年間とする。ただし、第2条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが 決定した者は、当該決定した月の月末までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、 習い事にかかる支払いをしたときは、大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補 助金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び支払証明書(様式第2号)に必要事 項を記入し、市長に提出しなければならない。

(補助金の算定)

- 第7条 補助金の額は、第5条の補助対象期間において補助対象者が支払った補助 対象経費とする。
- 2 補助金の上限額は、児童一人当たり、次の表に掲げる区分及び対象月に応じ、 それぞれ同表の上限額欄に掲げる額とする。

区分	対象月	上限額			
児童扶養手当全部支給相当	4月から10月まで	70,000円			
所得者	11月から3月まで	50,000円			
児童扶養手当一部支給相当	4月から10月まで	35,000円			
所得者	11月から3月まで	25,000円			

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、 審査結果について大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付決定(却下

- ) 通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
  - (交付決定の取り消し及び返還)
- 第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 第2条に規定する低所得世帯に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、申請者が補助金の交付を受けた後、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した部分について返還を命ずることができる。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規 定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

年	月	F

大野市長 様

申請者 住 所 氏 名

(電話 - 一 )

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付申請書兼請求書

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市 低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添 え、下記のとおり申請及び請求します。

なお、この申請に係る審査に当たって、必要があるときは、所得状況等について、 市長が公簿の閲覧その他の方法により調査確認をすることを承諾します。

記

1	甲請額(請求	狼)				<u>円</u>			
2	対象児童氏名						(小	学校	年生)
3	添付書類	支払	証明書(様	式第2	2 号)				
4	振込口座								
	金融機関名			支店名					
	預金種別	普通•当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								

- □児童扶養手当の登録口座への振込を希望します。
- □大野市母子・父子家庭等医療費助成の登録口座への振込を希望します。
- □今年度申請済みの口座への振込を希望します。

## 支払証明書

							様								
	7. 1. KK	声に	K	てす	<b>4</b> III	<i>𝔻</i> ₹	士 +/	п.			左		月		
															_
															_
	省い	事に	<u>徐</u>	<u> </u>	之払	曲							. ,		_
		/E											ームた		
															として、大
							ますの	ので、	上	記習	い事に	係る	費用と	して	支払いを行
ったこ	.とを	証明	願	V 1 ≥	ます	0									
		年		月		日									
	対象	児童	氏	名:											
	保護	复者]	氏:	名:											
	住		j	所:											
上記	につ	いて	相	違力	こしい	ے ،	とを記	証明す	- る	0					
		年		月		日									
	<u>事業</u>	所の	名	称:											
	<u>所</u>	在		地:											
	電 :	話番	Ž.	号:											

※上記内容が確認できる場合は、領収書等の他の書類の提出に代えることができる。

## 様式第3号(第8条関係)

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付決定(却下)通知書 年 月 日

保護者 様

大野市長

年 月 日付けで申請のあった大野市低所得世帯の児童習い事支援事業 補助金の交付について、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

- 1 対象児童氏名
- 3 交付却下の理由(却下の場合)